議第81号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

「	同なり	以上 及 V /	る		
改正前			改正後		
別表第6 (第2条関係)			別表第6 (第2条関係)		
建築関係			建築関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料の額	手数料の額	
	単位	金額	手数料を徴収する事務単位 金額		
1~16 略			1 ~ 1 6 略		
17 法第51条ただし書(法第87	1 件に	160,000	17 法第51条ただし書(法第87 1件に 160,00	0	
条第2項若しくは第3項又は第88	つき	円	条第2項若しくは第3項又は第88 つき	円	
条第2項において準用する場合を含			条第2項において準用する場合を含		
む。)の規定に基づく都市計画区域			む。)の規定に基づく都市計画区域		
内における特殊建築物等の敷地の位			内における特殊建築物等の敷地の位		
置の特例に係る許可の申請に対する			置の特例に係る許可の申請に対する		
審査			審查		
			18 法第52条第6項第3号の規定 1件に 27,000	円	
			に基づく建築物の容積率に係る特例 つき		
			の認定の申請に対する審査		
<u>18~21</u> 略			<u>19~22</u> 略		
22 法第55条第2項の規定に基づ	1 件に	27,000円	23 法第55条第2項の規定に基づ 1件に 27,000	円	
く建築物の高さの制限の特例に係る	つき		く建築物の高さの制限の特例に係る つき		
認定の申請に対する審査			認定の申請に対する審査		

<u>23</u> 法 <u>第55条第3項第1号</u> 又は第	1 件に	160,	0 0 0
2号に規定する建築物の高さの制限	つき		円
の適用除外に係る許可の申請に対す			
る審査			
0 4 5 4 m/r			

<u>24~54</u> 略

備考 略

別表第6の3 (第2条関係)

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額
1 • 2 略	
3 法 <u>第29条第1項</u> の規定に	(1) ~(4) 略
よる建築物エネルギー消費性	(5) 法 <u>第29条第3項各号</u> に掲
能向上計画の認定の申請に対	げる事項を記載しようとする
する審査	建築物エネルギー消費性能向
	上計画にあっては、当該計画
	に係る建築物1棟ごとに第1
	号から第4号までに掲げる区
	分に応じ当該区分に定める額
	を合算した額
4 法 <u>第31条第1項</u> の規定に	(1) ~(4) 略
よる建築物エネルギー消費性	(5) 法 <u>第29条第3項各</u> ア・イ
能向上計画の変更の認定の申	<u>号</u> に掲げる事項が記載 略
請に対する審査	された建築物エネルギ

24 法第55条第3項の規定に基づ	1 件に	160,	0 0 0
く建築物の高さに係る特例の許可の	つき		円
申請に対する審査			
<u>25</u> 法 <u>第55条第4項第1号</u> 又は第	1 件に	160,	0 0 0
2号に規定する建築物の高さの制限	つき		円
の適用除外に係る許可の申請に対す			
る審査			
<u>26</u> ∼ <u>56</u> 略			

備考 略

別表第6の3 (第2条関係)

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額
1 • 2 略	
3 法 <u>第34条第1項</u> の規定に	(1) ~(4) 略
よる建築物エネルギー消費性	(5) 法 <u>第34条第3項各号</u> に掲
能向上計画の認定の申請に対	げる事項を記載しようとする
する審査	建築物エネルギー消費性能向
	上計画にあっては、当該計画
	に係る建築物1棟ごとに第1
	号から第4号までに掲げる区
	分に応じ当該区分に定める額
	を合算した額
4 法 <u>第36条第1項</u> の規定に	(1) ~(4) 略
よる建築物エネルギー消費性	(5) 法 <u>第34条第3項各</u> ア・イ
能向上計画の変更の認定の申	<u>号</u> に掲げる事項が記載 略
請に対する審査	された建築物エネルギ

5 法 <u>第30条第2項</u> (法 <u>第3</u> 1条第2項の規定において準	合算した額 略	5 法 <u>第35条第2項</u> (法 <u>第3</u> 6条第2項の規定において準	合算した額 略
1条第2項の規定において準 用する場合を含む。)の規定		6条第2項の規定において準 用する場合を含む。)の規定	
に基づき建築物エネルギー消		に基づき建築物エネルギー消	
に基づき建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築基準法		に基づき建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築基準法	
に基づき建築物エネルギー消		に基づき建築物エネルギー消	
	略		略
- Value of the orange of the o		E NAME OF A ME OF THE CHAME OF	
	ア及びイで定める額を		ア及びイで定める額を
	する場合にあっては,		する場合にあっては,
	上計画に変更しようと		上計画に変更しようと
	エネルギー消費性能向		エネルギー消費性能向
	向上計画を複数建築物		向上計画を複数建築物
	物エネルギー消費性能		物エネルギー消費性能
	うとする場合又は建築		うとする場合又は建築
	という。)を変更しよ		という。)を変更しよ
	一消費性能向上計画		一消費性能向上計画
	「複数建築物エネルギ		「複数建築物エネルギ
	ー消費性能向上計画 (以下この項において		ー消費性能向上計画 (以下この項において

法第36条第1項の規定に(1)・(2) よる建築物エネルギー消費性 能に係る認定の申請に対する

審査

8 略

備考

- 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画(認定を受けた当該 計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物 エネルギー消費性能向上計画)について技術審査機関(建 築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとす る建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録 住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判 定機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあ っては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以 下同じ。)が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準 に適合していることを示す書類
 - (2) 略
- 2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法 第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規 定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。
 - (1) 略
 - (2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能 向上計画認定通知書を交付された場合にあっては、当該認 定通知書の写し
 - $(3) \cdot (4)$

法第41条第1項の規定に(1)・(2) よる建築物エネルギー消費性 能に係る認定の申請に対する 審査

略

8 略

備考

- 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画(認定を受けた当該 計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物 エネルギー消費性能向上計画)について技術審査機関(建 築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとす る建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録 住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判 定機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあ っては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以 下同じ。)が作成した法第35条第1項各号に掲げる基準 に適合していることを示す書類

(2)

- 2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法 第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規 定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。
 - (1)
 - (2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向 上計画認定通知書を交付された場合にあっては、当該認定 通知書の写し
 - (3) (4) 略

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。